

会 議 録

1. 会議名	令和3年度第1回習志野市個人情報保護審議会
2. 開催日時	令和3年7月8日（木）13時15分から14時30分
3. 開催場所	市庁舎 5階小委員会室
4. 出席者	<p>【委員】三幣芳夫会長、清田友洋委員（職務代理者）、大谷寛子委員、佐藤憲一委員、新妻清純委員（以上、5名）</p> <p>【事務局】齊藤勝雄総務部長、濱田祐美総務部次長、情報政策課：早川誠貴課長、上野友寿情報管理係長、加藤恵副主査、三井宏昭副主査（以上、6名）</p> <p>【説明員】明主先人警防課長、風見利勝消防本部主幹、宮西蓮消防本部警防課主任、川井教明消防本部予防課長、高橋康一消防本部主幹（以上、5名）</p> <p>傍聴者：0名</p>
5. 議題	<p>【委嘱状交付式次第】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 委員紹介及び委嘱状交付</li> <li>3 事務局紹介</li> <li>4 閉会</li> </ol> <p>【会議次第】</p> <p>開会</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第1 会長の選出</li> <li>第2 職務代理者の指名</li> <li>第3 会議録の作成等</li> <li>第4 会議録署名委員の指名</li> <li>第5 諮問             <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）令和3年度諮問第1号 「消防活動における個人情報の収集に係る事案」について</li> </ol> </li> <li>第6 審議</li> <li>第7 報告             <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）令和2年度における個人情報取扱事務の報告について</li> </ol> </li> </ol>

	第8 その他 閉会
6. 配布資料	資料1：消防活動における動画撮影等に関する基準（案） 資料2：（別紙1）消防活動における動画撮影等フローチャート 資料3：令和2年度開始・廃止・変更する届出のあった 個人情報取扱事務
7. 担当課	総務部 情報政策課

## 議事録

発言者	議題・発言内容等
早川課長	<p style="text-align: center;">開会</p> <p style="text-align: center;">委嘱状交付式</p> <p style="text-align: center;">閉会</p> <p>○開 会</p> <p>審議会に移行させていただきたいと思います。</p> <p>本来であれば審議会でございますので、会長にご進行をいただくということでございます。</p> <p>今回審議会の1回目、会長選任前ということですので事務局の方で進行させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">一同同意</p> <p>これより、令和3年度第1回習志野市個人情報審議会を開催いたします。</p> <p>本会議の規定によりまして委員の過半数、この場合3名以上の出席が成立要件となっておりますが、全員5名ご出席ということで会議は成立しました。</p>

本日の会議は、習志野市審議会等の設置及び運営等に関する指針により、原則公開という形になっております。

ただし、内容によりまして公開非公開の判断が必要になったときは、その都度お諮りすることといたしたいと考えておりますが、皆様よろしいでしょうか。

一同同意

はい、ではそのようにさせていただきます。

なお、本日の案件につきましては、非公開事項はございませんので公開ということにさせていただきますと思います。

また、現在傍聴者につきましては、1時20分の段階で受付を一旦締め切っております。今現在傍聴者はありません。

今後來た場合は傍聴者の入室について随時対応したいと思いますので、ご承知おきいただきたいと思います。

続きまして、次第をご覧くださいまして日程の第1、会長の選出に移らせていただきます。

個人情報保護審議会条例施行規則の第13条の第2項に規定がございまして、会長は委員の中から互選をしていただくということになっております。

互選の方法、多様にあると思いますがいかがいたしましょうか、皆様のご意見をお願いしたいと思います。

新妻委員

私から推薦したいと思います、前回も会長をやっていただき4期目にもなります、三幣委員が適任と思います。以上です。

早川課長

ただいま新妻委員から三幣委員のご推薦がございました。他にどなたかご意見ありますでしょうか。

一同意見無し

そうしましたら、皆さんにお諮りしたいと思います。

三幣委員を会長とすることについてご異議ないでしょうか。

一同了承

異議なしと認めます。よって会長は三幣委員をお願いしたいと存じます。

会長に就任される三幣委員、会長席まで移動をお願いいたします。恐縮ではございますが、一言ご挨拶を頂戴できればと存じます。

三幣会長	<p>今、新妻委員からお話がありましたように、4期目ということになりました。3期目はほとんど活動をせずということでしたが、委員の皆様のご意見を取りまとめてよい答申ができるように頑張っていきたいと思えます。</p> <p>どうぞよろしく願いいたします。</p>
早川課長	<p>どうもありがとうございました。会長も決まりましたので、これからの進行は三幣会長にお願いしたいと思えます。どうぞよろしく願いします。</p>
三幣会長	<p>それでは、会議を進めさせていただきます。</p> <p>お手元にお配りしております会議次第をご覧ください。</p> <p>本日は議事次第に沿って会議を進めたいと思えます。限られた時間の中で、円滑に会議を進めていきたいと考えておりますので、会議の進行にご協力をぜひよろしくお願いします。</p> <p>次に、日程第2、会長不在時の職務代理者の指名に入りたいと思えます。</p> <p>習志野市個人情報保護条例施行規則第13条第3項に、会長があらかじめ指名する委員が職務を代理するとなっておりますので、これにつきましては私より指名をさせていただきたいと思えます。</p> <p>それでは、清田会員を指名したいと思えますがよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">一同同意</p> <p>それでは、職務代理者は清田委員に決まりました。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>日程第3、会議録の作成等についてお諮りします。</p> <p>会議録につきましては、要点筆記とし会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、審議事項、会議概要、発言委員名及び所管課名を記載した上で、非公開の審議事項を除く記録について、市ホームページ及び市役所グラウンドフロアの情報公開コーナーにおいて公開したいと思えますが、これにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">一同異議なし</p> <p>異議がないようですので、そのように取り扱うことに決定します。</p> <p>日程第4、会議録署名委員の指名についてです、これについてお諮りします。</p> <p>会議録の作成にあたりまして、正確性公正を期するため佐藤委員を私か</p>

ら指名させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

よろしいでしょうか。

一同異議なし

はい、それでは異議なしと認めます。

私から、会議録署名委員に佐藤委員を指名させていただきます。

続きまして日程第5、消防長から本審議会への諮問です。

進行につきましては事務局から願ひいたします。

早川課長

はい。情報政策課長の早川でございます。

今回の令和3年度諮問第1号につきましては、消防長から審議会への諮問となります。

廣瀬消防長から三幣会長へ諮問書を手交いたすところですけれども、コロナ禍という状況でございますので、消防長が諮問書を読み上げさせていただきますので、机上にてお受け取りいただくという形をとらせていただきたいと思ひます。

それでは、三幣会長並びに廣瀬消防長よろしく願ひいたします。

廣瀬消防長諮問書読み上げ

以上、諮問書の手交でございました。引き続き三幣会長よろしく願ひいたします。

ただいま、消防長より諮問された本件につきまして、責任を持って審議し、答申をしていきたいと思ひます。

ここで市長からご挨拶をしたい旨の願ひがありましたので、これを許可します。

宮本市長

皆さんこんにちは。習志野市長の宮本泰介です。

今日は、個人情報保護審議会ということで大変皆様お忙しい中をご来庁いただきましてありがとうございます。

また今回も委嘱に対しまして、受託していただきましてありがとうございます。

今私ジャンパーを着ておりますけれども、まだ新型コロナウイルス感染症の対策本部が設置されております。

そういう中で本部長としての役割といたしまして、啓発も兼ねてずっとこのジャンパーで過ごしているところでございます。

現在新型コロナウイルス感染症につきましては、習志野市の累計の感染

症の1300人を超えておりますが、実際、今現在感染されている方は、40人弱というといった現況であります。

数字については、昨年4月、5月に初めての緊急事態宣言が出たときよりも相当厳しい数字でございまして、しかしながら、これまで築き上げた知見、或いは新しい生活様式の定着によって、こうして来ていただいて会議ができるような、ところがございます。

一方で新しい生活様式が導入され、また、リモートワークというようなことがどんどん加速していく中で、私どもも動画配信などいろいろ通じてですね、なるべく直接的でない情報発信の仕方ということに努めてきたわけではありますが、ここで今日まさにご審議いただく部分でもありますけども、映り込んだ方の人権配慮とか、そういうような新たな事というのがたくさん出てきていて、それに私たちがしっかり対応できていない部分も一部あるのかなと考えております。

ということで、今回は具体的に、今消防長から諮問させていただいたところでは、

恐らくはこのほかにもたくさん、こういうことがあるだろうと思っております。全体的に条例の改正であったり、或いは仕事の仕方を今の形に近づけていく、様々な変更の必要があるだろうというふうに全体的に思っております。この部分につきましては、会議の場或いは日頃のいわゆる交流の中で、ご指導賜りたいと思っておりますのでございます。

それにいたしましても、ワクチンが進んでやがては収束するだろうと言われる局面ではありますが、この機会を逆に前向きな場面としてとらえて、新たな行政のあり方というものをしっかり定着させていきたいというふうに思っておりますので、ご指導をよろしくお願い申し上げます。

以上でご挨拶とさせていただきます。

三幣会長

ありがとうございました。

なお市長及び消防長につきましては、この後所用がありますので、退席されます。

どうもありがとうございました。

市長、消防長退席

三幣会長

それでは、日程第6、審議事項に移らせていただきます。

令和3年度諮問第1号について、消防活動における個人情報収集に係る事案について、消防本部警防課から説明をお願いいたします。

明主課長

消防本部警防課長の明主先人です。よろしくお願いいたします。

本日はご多忙の中、本審議会にご出席いただきありがとうございます。早速ではありませんが、諮問事案消防活動における個人情報の収集に係る事案についてご説明させていただきます。

お配りさせていただきました資料の消防活動における、動画撮影等に関する基準（案）は、以下省略させていただきます。

基準（案）を作成するに至った経緯からご説明させていただきます。

近年、大量退職に伴う組織の若年化が進みまた、火災予防啓発の強化により火災発生件数が減少しております。

火災件数の減少は消防の目標であり、よいことではありますがその反面、職員が実災害での経験を積む状況が少なくなっていることが現状です。

本市消防本部では、習志野市消防本部警防規程第41条の、所長は、災害において、消防活動上必要と認める場合は、災害防御検討会を行い、将来の消防活動に資するものとする、と規定されております。

このことに基づき、習志野市災害防御検討会を設置し年2回、または、災害種別や件数に応じて開催しております。

過去にこの検討会を行った中で、災害活動中に動画撮影を実施し、教養資料として、映像を記録保存することができないものかという議題もあっております。

これまでに実施した検討会や新人隊員への教育についての説明は、活動隊員個々の記憶と、記録としては1人で収集した情報及び静止画、その他、教本等で行っております。

しかしながら、災害活動中の動画を撮影することにより、実際に撮影した隊員自身が体験し、見たままのものを映像とともに説明することができ、より明確で理解しやすい職員への教育及び研究材料となるものと考えます。

また火災の原因調査や報告書を作成するにあたり、静止画の記録と、活動隊員の記憶ではカバーし切れない情報の収集が可能となります。

このような経緯があり、消防活動技術の向上を第1の目的として、今後の現場活動において、動画撮影が実施できるよう、消防活動における動画撮影等に関する基準の作成に至っております。

基準の運用に際しまして、動画作成の開始から保存、または、削除までの流れにつきましては、フローチャートにてご説明したいと思いますので、諮問第1号から7ページめくっていただきまして、別紙1の消防活動における動画撮影等フローチャートをご覧ください。

まず左側の消防活動中に動画の撮影、こちらから始まります。

撮影開始は、火災または災害現場に到着後、指揮隊または指揮隊長が指名する小隊長以上のものが行う予定です。

この時点では最優先とする人命救助を含めた初動時となるため、同意を求める暇がないと考えますので、同意を求めることなく撮影を開始します。

次に、活動の途中または終盤付近で同意を求めるものとなりますが、タイミングといたしましては、例えば、火災現場であれば火災の鎮圧時、または、炎が収まってきた鎮圧に近い状態の時期、さらには人命救助及び安否確認が済んだ後、関係者から事情聴取を行うとともに、消防活動における動画撮影等に関する基準の第3号様式、個人情報取扱同意書について調査や研究目的に使用する旨を伝え、同意を求めるものとなります。

同意を拒否された動画につきましては削除するものとなりますが、同意がえられた動画、または、消防活動における動画撮影等に関する基準の第9条第2項第2号の心身喪失、意識障害、心肺停止状態、または所在不明の事由により本人から同意を得ることが困難なとき、赤い矢印から大きな赤い四角に進み、教養資料、事後検証、活動報告、火災調査、この四つの目的別に振り分けて保存する流れとなります。

目的別に振り分けた保存期間につきましては、一番右側の保存期間と示した大きな黒い四角で囲ってあるとおり、青色で囲った教養資料はその目的が終了するまで、緑色で囲った事後検証活動報告、火災調査については、火災が3年その他の災害を1年と設定しており、また、警察、弁護士等から、法令等の定めにより提供依頼があった場合は、依頼があった年度から5年を保存期間としております。

ご説明させていただいたとおり、この基準を作成・策定するにあたり、動画を保存することに関して、本人の同意を得ることは基準のとおり大前提としておりますが、同意を拒否された場合または基準の第9条、第2項第2号には当てはまらない動画につきましては削除するものとしております。

しかしながら、消防活動の初期段階においては、最優先事項とする人命救助の円滑な執行を困難にする恐れがあるため、同意を得ることなく撮影を開始することとなります。

このことから、習志野市個人情報保護条例第7条第3項第7号の規定に基づく、本人以外からの個人情報の収集について、諮問した次第でございます。



なお、この基準案につきましては、審議会開催通知を送らせていただいた時点からさらに、このたびの本審議会に合わせ3ヶ所変更いたしました。

変更箇所の1点目は、基準案の第1条の中に「(以下、動画撮影等という)」と示している箇所がありますが作成当初は、「以下、動画撮影機器等という)」と示しておりこちらを変更しております。

理由といたしましては、第1条以下の条文を示すに当たり、こちらの動画撮影等で表明した方が適切であること。また、表題に合わせた形となりました。

なお、第6条第1項第2号のみ、導入及び廃棄に関することを表しているため、こちらについては、動画撮影機器及び保存装置と示しております。

2点目は、同じく第1条の中に維持管理等と示しておりますが、当初は維持及び管理と示しており変更しております。

こちらでは消防では慣習的に維持管理と表現しているため、このように変更しております。

3点目は、消防活動における動画撮影とフローチャートについて、さらにわかりやすく、見直し保存期間及び保存場所を目的別に振り分け、保存期間の各目的別に基準案の条・項を追記いたしました。

またこの基準を運用していく上で不都合等が生じたときは、随時改正を行っていくものといたします。

諮問事項、消防活動における個人情報の収集に係る事案につきまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

三幣会長

それでは、これより質疑に入ります。  
いかがでしょうか。

大谷委員

大谷の方から何点かあります。  
基準案、その流れを把握したときに今回やろうとしていることは大きく分けて二つのフェーズがあると思うんですね。

一つ目はまず撮影、二つ目が保存というフェーズだと思います。

保存についてはいろいろお考えになって本人に照会をしたりしということになるんですけれども。

文言を解釈するとしてもやはり撮影も収集に入ると思うんですね。

保存のタイミングと撮影のタイミングというのは、当たり前ですけど

もタイミングとしてずれるわけですし、撮影の段階でやはり個人情報の収集というふうに入るしか解釈しようがないと思います。

そうなったときに、個人情報保護条例の方に戻りますと、収集の制限というのが第7条になるわけですね。

その時にももちろん本人から取るのが一番というふうには記載されていますけれども、基本的に収集をするときというのは事務の目的を明確にしてということで、これは条文が無かったとしてもやっぱり望ましいというふうに思います。

例えば、街中の防犯ビデオとかならば、「皆さんの安全のためにカメラを回しています」という張り紙をしたり、というのができるとは思いますけど、固定でない以上それができないパターンなんですね。

ある程度、周知というか、言って回る必要はないですけども、ホームページなりに、これは市民の安全のために何も問題ないと思いますので、例えば、消防署のホームページと、市役所のホームページとかに関わるんですけど、調査と報告のために撮影することがあります、というようなことの周知は有る方が望ましいのかなとは思っています。そんなに難しいものでもないと思いますし、手間や予算もそんなにかかるものでもないかなと思いますので、そこについてはぜひご検討というか、お考えいただいた方がいいのかなというの、まずもって一つです。

あと、これは意見というか注意喚起のレベルではありますけれども、本人というのが先ほどのご説明ですとか配布されている資料の中を見てみると、基本的に動画に映ってしまっている個人の風貌ですとか、顔とかのこと以外を考えてらっしゃるのかな、というのが若干疑問に思っております。

個人情報保護法上の本人というのは、いろんな情報がある中で「この人である」ということが特定されてしまう、それは個人情報になってしまうわけです。

顔はもちろんそうですけれども、例えば火事の現場になると、例えば私の家が火事になったとするじゃないですか。私はその場にはいないから私は映っていないけれども、消火活動していただきますよね、それで撮影をしたという時に、家の外観と例えば「大谷」という表札があった時に特定できると思うんです。

私が映ってなかったとしてもそれは大谷の家であると、ある程度周囲が映っていて、住所場所もわかるし、そうなる個人情報ってことがあるので、「関係者」というふうに諮問書には記載があるので、大丈夫かなと思

うんですが、その場にいた人間だけではない可能性があるっていうことをちょっとお考えになった方がいいのかなと思います。というのが二つ目です。

三つ目ですが、事前に実は質問をさせていただいていますが、次に撮影の次のフェーズの保存のフェーズのパターンですけれども。

保存期間の規定があると思うんですね、基準案の11条のところですが、もう保存の目的っていうのが後進の育成のため、調査・報告大きく分けて二つあるのかなというところで、それ自体は適切であろうというふうに思うんです。

事前にお聞きしたところによりますと、この11条だけを読むと、その第2項に火災3年、その他1年というふうにあるんですね。

その場合に、第1項でただ教養資料の場合はその目的を達成するまで、というふうにあって、教養資料を要はその研修のために必要な期間としてもそれは3年までの話なのか、研修が必要な期間はずっとじゃないですか。もう今後ずっと育成していかなきゃいけないということになると今後ずっとということになるのか。この教育資料は3年、1年制限にかかるのか、というふうなご質問をさせていただきまして、それはかからないという回答をいただいているんですね。

つまり教養資料として使っていていいですよ、というふうに同意をした場合は1年、3年どころではなく、ずっと保存されるし保存どころか使われ続けるというところで、それでおそらくチャートをわかりやすく色分けをしてもらったのかなというふうに思いますが、わかりやすくしてもらえるのはいいんですけれども、やっぱり条文を見てわかるようにした方がよりいいと思います。

変えるのも簡単だと思いますし、要は第11条第1項で教養または後進の育成のための資料の目的が終了するまでです、そのままでいいと思うんですけれども、その第2項の3年、1年制限っていうのに教養が引っかからないのであれば、第1項を除いて、というふうにつくればいいだけなので、明確に考えているのだったら、やはり基準を変えたほうがいいと思います。

もっと問題なのは、先ほど話をした同意書ですけど、同意書に目的別にチェック欄があるっていうのは、それは明確化のために非常にいいなっていうふうに思いますが、同意書を見ても教養欄にOKと言ったらずっと（保存される）というのはわからないわけなので、これはだまし討ちみたいな感じになっちゃいますから、基準案もそうですし同意書ははっきり見

<p>三幣会長</p>	<p>るわけですから、きっちりわかるように工夫をされた方がいいんじゃないかな、というふうに思います。</p> <p>最初の方としては周知するという点では、消防署ではこういうふうに、記録として、或いは、将来研修とか、技能向上のために動画を撮りました、ということはある程度知らせるっていうことは必要じゃないかと。</p> <p>その際に本人だけではなくて、今委員さんの中で出てきた、家を映せば、隣近所がわかってしまうというような場合も本人だけじゃなくて、その家の持ち主であるとか、そういったようなところに、後々でも構わないけどもこういうようなもので使わせていただきます、というようなことでの承諾書みたいなことをとる必要があるのかどうかというところのご指摘だと思います。いかがでしょう。</p>
<p>風見主幹</p>	<p>消防本部警防課の風見と申します。よろしく願いいたします。</p> <p>まず1点目の広報ですね。事前に広報するホームページ等ということは考えていなかったんですけども、活動開始時に指揮隊が「これから消防隊が活動を開始します。まず下がってください。」その際に、「動画の撮影も開始します。」という文言は、現在も考えておりました。</p>
<p>三幣会長</p>	<p>それと同時に市民全員、全員とは言わないまでもある程度は周知しといた方がいいだろうということです。</p>
<p>大谷委員</p>	<p>別に周知は1回に限られるわけじゃないですし、やはり問題なのは勝手に撮影された、勝手に使われた、というところでトラブルになってしまうというのが市役所、行政としてどうしても頭を痛めるところだと思うんです。</p> <p>もちろん、「今から消火活動します、撮影するので全部映る場合があります。よろしく願いします。」とやるのはいいですけど、当然現場では当たり前ですけど生命と消防が優先されますよね。</p> <p>やはり火事って人が集まるじゃないですか。</p> <p>そういった時に（当初）いなかった人が後から来ることもありますよねっていうことを考えますと後から言われたとき、「私だってその場にいなかった」ということになったときに、ホームページも周知しております。の一言がいえるかどうかで、多少現場の負担が減ると思うんですよね。</p>

三幣会長	<p>今非常に親切なご意見だと思いますよね。</p> <p>ぜひともホームページ等を書いてあれば、それだけでも随分違うかなというふうに思うので、ご検討いただければと思います。</p> <p>他に質疑はありますでしょうか。</p>
清田委員	<p>清田です。この基準の、第9条の2項を読みますと活動終了後速やかに削除することが前提で、ただし、こういう目的の時には本人の同意があれば、あるいは困難である場合は、保存することができる、消さないという取扱いだと思っんですけど。</p> <p>本人の同意がない限り残せないっていうことになってしまうと、実際、画像で取ったときに、具体的な個人が特定できれば、個人情報に該当するんですが、先ほどの撮影態様だと、GOPROをお腹のところに付けてくる撮影態様だとかなりいろんな人が映ってしまうのではないかな、というのはかなり懸念されていて、映って個人が識別できる人皆同意を取らなくちゃいけないということになってしまうと。現実的に全員から同意を取るっていうのができるのかなって、一人でも反対したらその動画は使えない、というような書きぶりに見えたんですけど。そのような形で本来の目的が達成できるのかなと。</p> <p>しかも、動画の撮影で写っている可能性がある人の誰が映っているかわかって再生してみないとわからないわけじゃないですか、その場にいる人がわかればいいんですけど、例えば野次馬的にいろんな人がその場にいた場合みんなに同意をとるのは現実的に不可能なのかなと、実際どのように運用しようと考えているのでしょうか。</p>
風見主幹	<p>消防本部警防課の風見です。まず例えば火災現場で、現実的に消防隊とその災害現場を映してるわけなので、一般人がその間を通るとか、そういうことであまり考えられないとは思っております、それと、第10条データの加工というところで、そういった場合、一般人というか野次馬でしょうか、が映ってしまった場合そこは加工の対象となると考えております。</p> <p>先ほど一番初めに申しましたが、活動中の隊員と災害現場の間で、野次馬が映ることはあまり考えられないと認識しております。</p>
清田委員	<p>加工についての第10条の記載からは、そこまで読み取れる内容にはなっていないように思われます。</p>

そこまで読み取れるかというには、個人情報と顔の画像を取得されるんだけど。それが同意を得られない場合は削除されるってことが担保されていないことになってしまうと、不用意に個人情報が公開されてしまうのではないかという懸念が、市民の中で生ずる恐れがあるのかなというのは1つの疑問ですね。じゃあ同意を全員取り切れないときにどうするのか。この規定はそもそも、本人以外から収集する場面なので、同意がなかったとしても公益のためなら収集していい、という規定がもともとあって。そういったところについて配慮があったほうがいいのかなと。

これで本当に全員の個人情報が特定できるような、顔が具体的個人を認識できるような、全員きちんと同意を取りきれるということであれば、この規定でもいいんですけど。

そうでない場合というのはたぶんありうる。実際にこう、使えないものになってしまうんじゃないかなというのを懸念しているところです。

あとこの第9条の書き方、これはちょっと形式的な問題ですけど。

第9条第1項をそのまま読みますと、動画撮影は火災とかの場合にのみ行うことができる、という形にはなっていて、第2項の但し書きでこういう目的の場合には削除しなくてもいいという形になっているんですけど。

だからとりあえず撮影をしてもいいよと。消すのであれば、撮影をしてもいいんだけど、消さないで残しておくのならこういう目的が必要だよっていう書き方になっているんですよ。

要するに、とりあえず撮影だけは、どんな場合でもできるみたいに読めてしまう。

こういう火災とかの時はできるよ、という場合が書いてあるんですけど、あくまでも何のために撮影するかというところが、第2項で書いてある目的のために撮影する。これが目的だと思うんですけど。

原則撮影ができて、こういう目的の場合も保存できるよっていう書き方になっているので、個人情報保護法の趣旨からすると、そもそも取得するところから、目的を明確にして取得しなさいというのが法律の趣旨なんですよね。

こういう目的でも撮影していたりすると思うんですよ。実際に事後検証したりとか、こういう教養資料作成とか、こういう目的以外には発生することはないと思うんですけどもですね。

その辺をちょっと明確にしておいた方が、あくまでも撮影をしているのは、こういう目的のためだけに撮影しているんだということを、わかるよ

<p>三幣会長</p>	<p>うな書き方だといいいのかなと。この書き方だと撮影ができるけど、こういう場合は消さなくてはいけない、この場合は消さないでおくことができる。原則と例外が逆転しているような書きぶりになっているので、ちょっと工夫した方がいいのではないかなと。</p> <p>かなり表現のところで、難しい部分があるのかなというふうに思います。</p> <p>それから、先ほど、消防だけで消火活動だけで、というふうなことで話されたと思うんですけども、交通事故とか地震とか、いろんな災害を考えると、火事だけっていうことをおおよそ想定しているというのは違ってくるんじゃないかな。</p> <p>もっと広く構えておかないと、よく考えて対応できるようにしておかないと。使える部分がいっぱい出ちゃうんじゃないかなと思うので、その辺については、ちょっとご検討していただいた方がいいのかなというふうに思いましたけども。</p> <p>お二人の委員さんの方も、そういうところをご心配されているのかなというふうに思っているんですけど。</p> <p>そのほかに。質問等ありますでしょうか。</p>
<p>佐藤委員</p>	<p>他の自治体とか、どうなっているかっていうのが、ここでお伺いしたいことで、もう一つはこの消防の方に聞くのはちょっとどうなのかわからないんですけど。</p> <p>要するに動画の撮影っていうのは市で行っている様々なイベントなどでもやっているとと思うんですけど、そういう場合はわざわざ事前に許可ってもらってないと思うので、その辺の対比なんかを教えていただきたいんですけども。</p>
<p>早川課長</p>	<p>後段の他のイベントとの関係性について情報政策課長の早川からご回答申し上げます。</p> <p>イベントをやる際には事前に動画撮影しますということを、ご案内した上でイベント撮影に入っています。</p> <p>今回の場合は、当然そういう暇が全くありませんので、それとは取り扱いが異なるということから今回はご審議させていただいております。</p> <p>以上です。</p>

三幣会長	<p>消防の方では、他市の状況については、どのような対応をしていますでしょうか。</p>
風見主幹	<p>他市、他県、県外の状況ですけども。  まず県内の他市につきましては、同意を得るといふ文言は書いていないよう。  それから県外ですけども、県外にあっては第三者が映り込み、個人の識別が可能な場合は識別できないよう加工する、またその部分を削除する。  そのような文言は書いてありますけども、同意を得るといふのは今のところ情報はありません。</p>
佐藤委員	<p>わかりました。</p>
三幣会長	<p>非常に難しいところがあるんですけども、要は使うところは早く言えば署内、消防署の中ですよ。  その時に、人についてはモザイクかけちゃうということであれば、これは別に問題ないんでしょうね。  で、お話を伺ったじゃないかというようなことになったら、当然ご本人の許可とか承諾っていうのは必要になってくると思うんですけども。  それこそ野次馬みたいな感じであるんだったら、顔にモザイクかけちゃえば、もうそれであとは資料として使えるんじゃないか。  ただ、交通事故とか何かになると、ちょっとやっぱり、何て言うんですかね被害者の方についてとか、それから救急するためのっていうことになるとなかなかモザイクかけにくいような場合があるかもしれないけども、そういったような場合とこう分けて、ちょっとこれを考えられたらいいのかなというふうには思ったんですけども。</p>
清田委員	<p>多分、他市の例とか、この条例の第7条というところで本人以外から収集するときの例があって、そのうちのひとつとして本人の同意があるという形になっている。  逆にそうでないときは、本人の同意がなくても収集できる場合があるというような規定になっているので、今回のこういう公益、この括弧の中の第7号にあたるような場合に該当するとして収集するので、それに沿った形であまりこの同意にこだわらない方が、かえって実際に最終的な目的に達成できるんじゃないかなというのが一つの視点です。</p>



<p>三幣会長</p>	<p>これ、動画撮影時期とこの保存については管理するという、管理表みたいなものが添付されているんですけど、動画そのものの本体がどうやって管理されるのか。保存期間があって何年って決めているわけなので。</p> <p>例えば何月何日に撮影した動画ってということで、管理表みたいなものを作るとか、そういうことを考えていらっしゃるのか。実際の保存期間を3年たちました、加工すると保存年限が変わってくると思うんですけど、その辺どうやって管理されるのか。</p>
<p>三幣会長</p> <p>警防課宮西</p>	<p>管理についてはいかがですか。</p> <p>消防本部警防課宮西と申します。ただいまの質問にお答えさせていただきます。</p> <p>基準案の中で、統括責任者及び管理責任者の業務等を第5条から第6条で述べさせていただいていますけれども、確かに意見をお伺いさせていただきまして、動画撮影機器と保存装置の管理はこちらの表でしっかりしていこうという管理体制にしようと思っていたのですが、撮影した動画については、管理表などを様式で設けていないところがありますので、今のお話を今後踏まえさせていただいて、基準案はもう一度作成し直したいと思っております。以上です。</p>
<p>三幣会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>市の方のカメラの（記録の）保存というのはどこかにあるんですよね。</p> <p>確か3年前ぐらいに審議をしたと思いますが、決められた場所があって、そこから出ることには絶対ないってあれですよね。</p>
<p>早川課長</p>	<p>情報政策課の方でその点やっておりますので、基本的にはそのファイルサーバーという書棚みたいなものがありますので、そこに保存をして保存年限が過ぎれば削除するということになります。</p> <p>その意味では今、清田委員からおっしゃっていただいた、その処理をするにあたって一覧という、動画の管理表というのは作っておくことによって、適切な廃棄と管理ができるというのがあると思いますので、消防本部がお答えさせていただいたとおり、その点はですね、ちょっと改めて検討する必要があるのかなと思います。以上です。</p>
<p>三幣会長</p>	<p>習志野市内なので、映像の扱いについては統一する。</p>

<p>早川課長</p>	<p>管理を統一するというふうにした方が、同じもので出てきたときに違和感がないということになるので、その点はまた連絡を取り合って作っていただければいいんじゃないかなというふうに思います。</p> <p>よろしくをお願いします。</p> <p>ちょっと補足します。防犯カメラについては、以前ご審議いただいた時には、防犯カメラの専用の保存場所があって、そこが期限が来ると自動的に削除されていくと、例えば14日とか決めたら自動的に削除してってどんどん上書きされているような、そういう運用をしているところはこれまでご審議いただきました。</p> <p>ただ、今回は、完全に単独で取っておくということになりますので、そこは、そういう管理の仕方を考えるということは、私としても感じた次第でございます。以上です。</p>
<p>三幣会長</p>	<p>その他、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本件諮問の答申につきましては、本日の議論の内容を、私の方で整理しまして、答申案としてまとめていきたいと思っております。</p> <p>後日皆様あてに、事務局より内容の確認をさせていただき、内容調整の上、細かな文言や表現については、会長一任とさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">一同異議なし</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、そのようにさせていただきます。</p> <p>では、次日程第7、報告事項として、令和2年度における個人情報取扱事務の報告について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p style="text-align: center;">事務局より個人情報取扱事務の報告</p>
<p>三幣会長</p>	<p>事務局から説明がありましたことを、報告につきまして、ご意見ご質問等があればお願いします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">一同意見無し</p> <p>それでは、なしということで、その次に移ります。</p>

早川課長

日程第8、閉会ということで、事務局から連絡ありましたらばお願いします。

はい。事務局の方から何点かございます。

まず先ほど、ご審議いただきまして、ありがとうございました。事務局として三幣会長と協議いたしまして、しっかりした答申に持っていきたいと思っております。それが1点でございます。

あと2点目といたしまして、今日時間の都合上資料の配布だけとさせていただきますが、こちらの国の資料をそのまま今日はコピーをして配布させていただきます。

簡単に申し上げますと、国の方で個人情報保護制度の見直しが行われまして、この資料をご覧いただければちょっと簡単にお目通しいただきたいんですが左側にありましたとおり、現行はですね、各所管にそれぞれ個人情報管理されています。

各地方公共団体においては、地方公共団体ごとに条例をつくりまして、団体ごとに、個人情報の運用していたということがございました。

それが、今回法律が令和3年の通常国会で法律改正が行われ5月19日に公布されております。

この右側にありますとおり、個人情報の運用を国全体で一本化しよう。そういう形で法改正が行われました。

これによりまして、今まで条例で我々このように審議会を設けさせていただいて、委員の方の貴重なご意向を賜りながら、個人情報の運用をしてきたわけですが、この個人情報保護委員会、これ国の独立機関でございますけれども、そちらの下ですね、管理されていくという方向になっております。

これいつからなのかっていうことですが、地方公共団体については適用がここから2年後、すなわち今年の5月19日から2年後以内に政令で定める日で適用されるということでありますので、まず、まだ時間は2年はあるんですが、情報が、国からちょっと細かい情報が下りてきておりませんので、これから情報収集を的確に行いまして、委員さんの方に、市長から申し上げましたが、そのような形で委員の皆様には、ちょっと大変お手間ですけれども情報提供させていただいて、ご意見を賜りたいと思っております。

こちらちょっと簡単に資料を三枚ほどつけさせていただきましたので、後程ご覧いただければ幸いです。

三幣会長	<p>最後、次回の会議でございます。</p> <p>まだ今諮問事項ですね、事務局で預かっているものがございません。</p> <p>ですので、諮問事項がありましたらまた皆さんに日程調整させていただいて、会議開催の運びとさせていただきたいと思います。</p> <p>最後になりましたが、私個人情報を管理する情報政策課長といたしましては、常々我々市民に一番近い立場で、個人情報の大切さというのをですね、身に染みて感じておりますので、引き続き適正な運用に努めていきたいということを今日委員会の中で改めて感じた次第でございます。</p> <p>少し長くなりましたが、私から以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。それでは、本日の日程は以上になります。</p> <p>これをもちまして、令和3年度第1回習志野市個人情報保護審議会を閉会いたします。</p> <p>委員の皆様におかれましては長時間ありがとうございました。</p>
------	--